

輸入（引取）申告における無符号輸入者の担保利用機能等の追加について

1. 変更概要

- (1) 担保種別が「据置担保（一括）」以外の場合についても保全担保（引取用）の登録、積増しを可能とします。
- (2) 担保種別が「個別担保」で無符号輸入者の場合についても保全担保（引取用）の登録を可能とします。

2. 変更内容

(1) 収納関連業務の変更について

- (A) 申告等種別毎に引取許可済み・特例申告受理済みでないことのチェックを以下のように行います。

表2. 引取許可済み・特例受理済みチェック

申告等種別	引取許可済み	特例受理済み
J: 引取・特例	チェックしない	エラー
T: 特例	チェックしない	エラー
H: 引取	エラー	チェックしない
P: 特例委託輸入(引取・特例)	チェックしない	エラー
V: 特例委託特例	チェックしない	エラー
N: 特例委託輸入(引取)	エラー	チェックしない

- (B) 申告等種別毎に入力者の所属する税関官署と申告DBの宛先官署との一致チェックを以下のように行います。

表3. 官署チェック

申告等種別	申告官署と不一致	特例申告宛先官署と不一致
J: 引取・特例	エラー	エラー
T: 特例	チェックしない	エラー
H: 引取	エラー	チェックしない
P: 特例委託輸入(引取・特例)	エラー	エラー
V: 特例委託特例	チェックしない	エラー
N: 特例委託輸入(引取)	エラー	チェックしない

(2) 輸入申告関連業務の変更

- (A) 担保登録番号の繰返し1回目必須入力チェックの削除

(a) 変更内容

以下の場合に行われる「担保登録番号の繰返し1回目の必須入力チェック」について、無符号輸入者の場合にチェックを行うと、必ずエラーとなり、申告等番号を必要とする個別担保を積むことができないため、チェックを削除します。

- ① 申告等種別が「N」の場合で、邦貨換算後のインボイス価格の合計が201,000円以上
- ② 申告等種別が「P」の場合で、関税課税標準額の合計が201,000円以上

(b) 変更対象業務

「輸入申告事項登録（IDA）」業務

(B) 担保登録番号の繰返し1回目または個別担保による保全担保の必須チェックの追加

(a) 変更内容

以下の場合に、担保登録番号の繰返し1回目または個別担保に保全担保の登録があることのチェックを行います。

- ①申告等種別が「N」の場合で、邦貨換算後のインボイス価格の合計が201,000円以上
- ②申告等種別が「P」の場合で、関税課税標準額の合計が201,000円以上

なお、担保登録番号の繰返し1回目に入力がある場合は、保全担保の要不要に係わらず、これまで通り「保全担保の担保提供原因が登録されていること」のチェックを行います。

(b) 変更対象業務

- ①「輸入申告（IDC）」業務
- ②「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ③「輸入申告変更（IDE）」業務

(C) 個別担保のチェックの変更

(a) 変更内容

以下の条件を満たす場合に、個別担保を保全担保用の担保として扱うよう変更します。（個別担保及び担保登録番号の繰返し2回目は、両方とも特例納期限延長用の担保として扱ってきたが、下記の場合は、個別担保を保全担保として扱う必要があるためです。）

- ①「担保登録番号の繰返し2回目、個別担保の両方に登録がある場合」または「個別担保のみに登録がある場合」

なお、「担保登録番号の繰返し1回目、個別担保の両方に登録がある場合」は、担保登録番号の繰返し1回目は必ず保全担保として扱うことから、個別担保は特例納期限延長用の担保として扱います。

- ②あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが異なる場合で、個別担保の登録があて先官署（引取官署）で行われている場合

(b) 変更対象業務

- ①「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ②「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務